羽村駅西口区画整理これまでの経過概略

平成4年(1992年)

- 7月 市と西口対策協議会(反対派)の会合(下記②の拡大された区域の住民は不在)で、
 - ・市は、①区画整理基軸の整備②区域の拡大③まちづくり委員会設置の「3点合意がされた」と主張。
 - ・出席者は合意はなかったと主張 (TBS報道特集にて証言あり)。合意の文書もない。
- 8月 市は拡大地域に区画整理の説明も他の選択肢もない誘導的アンケートで 62.5 %が賛成とした。
- 9月 住民説明会前であるにも拘わらず市議会で市長は「区画整理でやることが確認された」と発言。
- 11月 第1回説明会の案内状には「皆様方の大方の賛同をいただきました」と賛同を捏造。
- 11月 市主催の懇談会で質問や反対意見が多く出る中、賛否も取らず賛同を得たと公報に記載。 平成5年(1993年)
- 1月 市は、区画整理の説明が全くない無責任な文で、回覧板を使い「まちづくり委員」を決定。 平成7年(1995年)
- 7月 説明会で反対意見多数出るが、賛否も取らず「原案承認され、大方の賛同を得た」と公報。 平成8年(1996年)
- 3/29 「まちづくり委員会の具申書は住民の総意ではない。賛否の意見を聞く要望」131名提出。
- 4/6 住民、「羽村駅西口地区の区画整理を考える会」発足
- 4/24 市は「まちづくり委員会」の傍聴を拒否、「区画整理は合意がなくても出来る」と発言。
- 4/27 「・・・区画整理を考える会」から「羽村駅西口区画整理反対の会」へ名称変更。
- 4/30 都知事と羽村市長に都市計画の公告・縦覧凍結署名 1695 名を提出。
- 6/18 都市計画案への意見書、都へ2328通、市へ1111通、合計3439通を提出。
- 7/19 東京都環境保全局へ「環境影響評価書」への意見書が1810通提出され、想定以上に多かったため、都は見解書作成業務などを次年度へ繰り越す。
- 8/4 TBS報道特集で「区画整理が街にやってきた」が放映される。(3点合意はなかったと証言)
- 8/26 「行政手続き中止署名」、1402 名分(区域住民過半数)を羽村市議会へ提出

平成9年(1997年)

10/16 東京都環境保全局へ「環境影響評価書の見解書」に対する意見書 2330 通を提出。

平成10年(1998年)

2/13 東京都都市計画審議会当日、都知事及び都計審へ「事業中止署名」を追加提出。

(地区内住民署名1407名、区域住民過半数)

- 3/20 東京都知事「都市計画決定」告示。羽村市長へ「事業中止署名」1650名分を提出。平成12年(2000年)
- 5/11 国会の国土環境委員会で、社民党の大渕絹子参議委員が西口区画整理について「計画を最初に戻し、情報公開と住民参加の徹底を!」との意見を述べたとの連絡あり。
- 9/22 中村敦夫参議院議員、西口区画整理を「不可解計画ワースト10」の9位に。(日刊スポーツ) 平成13年(2001年)
- 2/25 TBS噂の東京マガジンの「町づくり、金も土地も市が奪う怪」で、羽村市の羽ヶ上区画整理の不平等、不透明な清算金問題が全国に報道される。
- 11/29 並木市長へ「ブロック説明会の抗議及び要望書」と説明会の通知ハガキ返却(合計 206 通) 平成14年(2002年)
- 3/11 事業計画案の説明会時、並木市長と都知事へ区域内成人反対署名 735 名分を提出。
- 4/12 事業計画案の反対意見書 1243 通を提出。
- 9/4 都・都市計画審議会は、口頭陳述希望者が410名と多かったため、口頭陳述のやり方を審議。
- 9/27~3 日間、東京都が羽村市に出向き、計 223 名が口頭意見陳述。(推進の意見陳述は14名)
- 11/13 「14年度支出の返還と公金支出差し止めを求め」東京地裁に提訴、原告 129 名。
- 12/19 第 156 回東京都都市計画審議会は、事業計画案への推進、反対両方の意見書を不採択とし、「事業の実施に当たっては、関係住民にさらに十分説明を行い、円滑な施行をはかること」という異例の付帯意見を附した。

平成15年(2003年)

- 2/13 昨年4月の事業計画案に対する、推進派の不当な意見書が発覚。
 - ・東京都からの回答で、<u>推進側の</u>東京都都市計画審議会の結果通知の宛先不明 174 通。 また、「意見書を書いた覚えがない」という連絡が数十件、東京都に入ったとのこと。
- 4/16 並木市長「羽村駅西口区画整理事業計画決定」を公告

平成18年(2006年)

- 2/17 「(推進の) 土地権利者の会への市の補助金返還及び差し止め」東京地裁へ提訴。原告9名。
- 4/4 最高裁判所第三小法廷にて「公金支出差し止め裁判」の口頭弁論(4名)がおこなわれた。
- 4/25 最高裁判決「監査請求は適法。東京地裁に差し戻す」NHKテレビニュースで放映される。
- 7/31 駅前 14 棟の移転補償費の公金支出差し止めを求める監査請求を提出 336 名。

平成19年(2007年)

4月 区画整理部の組織変更(「区画整理管理課」「区画整理事業課」の2課体制へ強化)

平成20年(2008年)

- 2/4 「仮換地案の供覧は公平・公正確認のため情報公開を求める請願」278名を市長へ提出。
- 2/15~3/15 「換地設計第1次案」発表。

 地権者約 1200 名中 580 名から 871 件の意見
が提出される。

 多くの反対、見直し修正意見は審議対象外となり、位置と間口形状、日照、接道のみ審議。
- 2/19 1 期 29 回の区画整理審議会で、「換地設計第 1 次案」の<u>意見募集中であるにもかかわらず</u>、 駅前 1 棟(2 筆)の仮換地指定を諮問。

平成21年(2009年)

- 1/14 都と市へ「住民負担の大きい区画整理手法でなく修復型街づくりを求める署名」510名を提出
- 6/5 「換地設計第1次案」の意見・要望書に対し、個別に回答を求める署名 127 筆を市へ提出
- 6/15 宅盤高測量調査。(事業計画書に「ほぼ平坦」高低差 14 mとあるが、実際は 21 mの高低差)
- 11/25「事業に協力しない旨の地権者通告書」国土交通省と東京都、羽村市に追加提出。計 366。

平成22年(2010年)

10/29 玉野コンサルト「環境に配慮したまちづくりアンケート①」受取拒否、72名が返却。 「12/8 アンケート②」は 返却希望者多数で、回収率は、たった16%

平成23年(2011年)

- 2/18 ~ 3/10 「<u>換地設計第2次案</u>」の個別説明を強行。<u>312 人から約1000 件の意見書が</u>提出される。 市は、反対や見直しの意見は審議対象外とし、換地に関しても約<u>85 %を不採択とした</u>。
 - ・市の先行取得地を都道に当て減歩率を下げるのではなく、「事業管理用地」と名付け、約30箇所にばらまく。また公園も分散化させ「ポケットパーク」と名付け配置するなど、公園の在り方としても問題。また不公平な「換地設計図」となった。
 - ・接近係数を駅からの直線から歩行距離へと変更。地権者は一次案との比較が難しくなった。
- 3/24 「稲荷緑地上の幅8m道路反対署名」該当地域住民や関係者153名が市へ提出。
- 4/8 西口整備を考える会の地権者対象「第2次案反対に関する陳情書」387筆を市へ第1回提出。 (「西口整備を考える会」: 土地権利者の会、羽村駅西口区画整理反対の会、西口まちづくりを考える会の有志でH23年1月に発足。)
- 5/20 長期総合計画資料に西口区画整理進捗率は事業費ベースで、<u>12 年間で 10 % と掲載</u>、120 年 掛かる事になる。

平成24年(2012年)

2/22 非公開の区画整理審議会の議事録が全文黒塗りの開示に対し、地権者等 5 名が異義申立。 情報公開・個人情報保護審査会の答申で開示部分広がる。(議事録は市のホームページに掲載)

平成25年(2013年)

- 6月議会にて、換地面積の算定で、縄伸びが平成 18年 11月以降も認められていたことが判明。 8/13付けで、「**換地設計決定**」の通知が全地権者に郵送された。
- 9/30 西口整備を考える会の地権者対象「第2次案反対に関する陳情書」羽村市へ提出、計427筆。
- 11/4 第2回事業計画変更案 公告・縦覧。539名から912通の反対意見書、350名が口頭陳述希望。(区画道路変更、大きな公園が分散。平成29年度の市費59億円等、不可能な数字が並ぶ。)

平成26年(2014年)

5/15 第 205 回 都.都市計画審議会にて、口頭陳述希望が 350 名と多かったため審議は 11 月に延期。 6/11 ~ 13 東京都が羽村市「ゆとろぎ」に出向き 208 名もの反対や見直しの陳述を聴取。

11/18 第207回 東京都.都市計画審議会は、意見書及び口頭意見陳述の全てを不採択とした。

12/17 並木市長「第2回事業計画変更」を決定。(碁盤の目の道路網変更せず。)

平成27年(2015年)

- 3月 都·西多摩建設事務所が説明「羽村大橋の工事は奥多摩街道迄で H30 年後半から約 10 年。」「2 重構造は昔の計画図で決定していない。そのまま西口地区へ上がることも可能な図面。」
- 6/8 「第2回事業計画変更決定」の取消を求め、地権者等 121名が東京地裁に提訴。
- 12/3 「区画整理事業に関わる工事説明会実施申立書」に、並木市長「説明会は行わない」と回答。 9月市議会にて、並木市長は「集団移転工法等を取り入れ、事業期間は今後30年程度」と答弁。

平成28年(2016年)

7/11 今の区画整理計画図面での「地区計画原案」に対し、約 140 名が反対意見書を市に提出。 10/7 「都市計画案 (用途地域・地区計画)」に約 132 名が反対意見書を提出。

11/22「第5次長計の後期基本計画」の「西口区画整理事業推進」の削除を求め 130 人が意見書提出。

平成29年(2017年)

3月市議会にて、「移転実施計画」に通常工程なら79年、平成106年終了の事業の記載が問題に。

平成30年(2018年) 3・4・12号線について、市議会答弁にて

石川部長:<u>交通量等も調査をし、立体の必要性等を検証をしていく必要があると思う</u>。(3月議会) 細谷都市建設部長:<u>計画から時間も経過している。立体交差、歩道設置等も含め幅員構成の再度</u> 協議を行う必要があると。都も市も共通の認識。(9月議会)

平成31年(R元年)(2019年)

2/22 東京地裁「第2回事業計画変更決定取消裁判」の住民側「勝訴」。市に「違法・取消」判決

- 3/6 市は、判決を不服として、東京高裁に控訴。
- 5/20 市は、事業期間を15年延長する「第3回事業計画変更」を決定。
- 10月 川崎4丁目、遠江坂周辺にて、縄文中期・敷石遺跡が出土(4基目)
- 11/12 4期3回区画整理審議会で、換地変更諮問(移転拒否等のため市有地へ変更、計10箇所)。
- 11/13 「第3回事業計画変更決定」の取消を求め、地権者等63名が提訴。

令和2年(2020年)

5/5 都副知事名で「コロナ対策に人的財政的注力が必要のため、区画整理等停止・廃止依命通達」 10/8 4期4回区画整理審議会で、2回目の換地変更諮問(移転拒否等のため<u>市有地へ変更3筆</u>)。 12/16 東京都都市整備局へ「整備、開発および保全の方針」に135名が意見書を提出。

令和3年(2021年)

3月28日 羽村市長選にて、羽村駅西口区画整理事業の「検証」を掲げた橋本弘山氏 当選。